【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成25年8月20日

【事業年度】 第62期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

【会社名】 福留八厶株式会社

【英訳名】 FUKUTOME MEAT PACKERS, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中島修治

【本店の所在の場所】 広島市西区草津港二丁目 6番75号

【電話番号】 082(278)6161(代表)

【事務連絡者氏名】 総務経理支援部長 中山哲志

【最寄りの連絡場所】 広島市西区草津港二丁目 6番75号

【電話番号】 082(278)6161(代表)

【事務連絡者氏名】 総務経理支援部長 中 山 哲 志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月24日に提出いたしました有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

### 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

- 6 コーポレート・ガバナンスの状況等
- (1) コーポレート・ガバナンスの状況 会社機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等
  - ( )社外取締役及び社外監査役との関係

#### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は を付して表示しております。

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

- 6 コーポレート・ガバナンスの状況等
- (1) コーポレート・ガバナンスの状況 会社機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等
  - ( )社外取締役及び社外監査役との関係

# (訂正前)

当社は、社外取締役を選任しておりません。

当社は、監査役設置会社で監査役4名(うち社外監査役2名)であり、監査の独立性、客観性を確保することを目的として社外監査役を選任しております。社外監査役臼井公哉氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、臼井氏とは、利害関係はありません。また、社外監査役立岩弘氏は、弁護士として法律の専門家としての豊富な経験と知見を有しております。なお、立岩氏は、当社の顧問弁護士でありますが、その他利害関係はありません。

監査役は、毎回の取締役会を始め経営会議等主要な会議への出席や、事業所等への監査の実施及び会計監査人・内部監査部門との連携などにより、コンプライアンス並びにコーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう経営の監視機能を強化しております。

当社は、社外取締役又は社外監査役の選任にあたって、独立性に関する基準又は方針については定めておりませんが、社外監査役には、豊富な知識と経験を有し、経営全般に対して独立的な立場から適切な監督機能を果たしていただける者を選任しております。また、社外取締役に期待される外部的視点からの取締役の業務執行に対する監視機能については、上記の監査実施状況も踏まえ、社外監査役2名により経営に対して客観的・中立的な監視が行なわれることで十分に確保できると考えられるため、現状の体制を採用しております。

# (訂正後)

当社は、社外取締役を選任しておりません。

当社は、監査役設置会社で監査役4名(うち社外監査役2名)であり、監査の独立性、客観性を確保することを目的として社外監査役を選任しております。社外監査役臼井公哉氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、臼井氏とは、利害関係はありません。また、社外監査役立岩弘氏は、弁護士として法律の専門家としての豊富な経験と知見を有しております。なお、立岩氏は、当社の顧問弁護士であり、弁護士報酬を支払っておりますが、その性質・金額に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはなく、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれもありません。

監査役は、毎回の取締役会を始め経営会議等主要な会議への出席や、事業所等への監査の実施及び会計監査人・内部監査部門との連携などにより、コンプライアンス並びにコーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう経営の監視機能を強化しております。

当社は、社外取締役又は社外監査役の選任にあたって、独立性に関する基準又は方針については定めておりませんが、社外監査役には、豊富な知識と経験を有し、経営全般に対して独立的な立場から適切な監督機能を果たしていただける者を選任しております。また、社外取締役に期待される外部的視点からの取締役の業務執行に対する監視機能については、上記の監査実施状況も踏まえ、社外監査役2名により経営に対して客観的・中立的な監視が行なわれることで十分に確保できると考えられるため、現状の体制を採用しております。